

肺がん検診精度管理調査[検診実施機関]評価基準

◆1 評価基準

内容	項目	番号
1. 受診者への説明	(1)要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	1
	(2)精密検査の方法や内容について説明しているか	2
	(3)精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか	3
	(4)禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行っているか	4
2. 問診及び撮影の精度管理	(1)検診項目は、問診、胸部 X 線検査、および喀痰細胞診を行っているか	5
	(2)問診は喫煙歴および血痰の有無を聴取しているか	6
	(3)問診記録は少なくとも 5 年間は保存しているか	7
	(4)肺がん診断に適切な胸部 X 線撮影を行っているか	8
	(5)撮影機器の種類（直接・間接撮影、ミラー・II方式等）、フィルムサイズを明らかにしているか	9
	(5)1日あたりの実施可能人数を明らかにしているか	10
2. X 線読影の精度管理	(1)2名以上の医師によって読影し、うち一人は十分な経験を要した呼吸器または放射線の専門医を含めているか	11
	(2)2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部 X 線写真と比較読影しているか	12
	(3)比較読影した症例数を報告しているか	13
	(4)X 線写真は少なくとも 3 年間は保存しているか	14
	(5)X 線検査結果は少なくとも 5 年間は保存しているか	15
3. 喀痰細胞診の精度管理	(1)喀痰細胞診は、年齢 50 才以上喫煙指数 400 若しくは 600 以上、あるいは年齢 40 才以上 6 ヶ月以内に血痰を有したものの、その他職業性など高危険群と考えられるものに行っているか	16
	(2)細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明記しているか	17
	(3)採取した喀痰は、2 枚のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパンニコロウ染色を行っているか	18
	(4)固定標本の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行っているか	19
	(5)がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っているか	20
	(6)標本は少なくとも 3 年間は保存しているか	21
	(7)喀痰細胞診検査結果は少なくとも 5 年間は保存しているか	22
4. システムとしての精度管理	(1)精密検査結果及び治療(注 4)結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか	23
	(2)診断のための検討会や委員会（第三者の肺がん専門家を交えた会）を設置しているか	24
	(3)都道府県がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく検討ができるようデータを提出しているか	25
	(4)実施主体へのがん検診の集計・報告は、老人保健事業報告に必要な項目で集計しているか	26

◆2 評価方法

「肺がん検診のためのチェックリスト【検診機関】」のチェック項目 26 項目中、基準を満たしている度合いで次の分類とする。

- A. 「基準」を全て満たしている。
- B. 「基準」を一部満たしていない。（1～4項目満たしていない。）
- C. 「基準」を相当程度満たしていない。（5～9項目満たしていない。）
- D. 「基準」から極めて大きく逸脱している。（10項目以上満たしていない。）
- E. 提出がない。